

こども家庭センター

令和6年4月に施行された改正児童福祉法で、市町村（区）は、こども家庭センターの設置に努めなければならないと規定されました。母子保健と児童福祉の機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへ一体的に相談支援を行うため、各区ではこれまでの体制や実績を踏まえ、こども家庭センターを設置（または準備）しています。

原則として、全てのケース（要保護児童等を含む）でサポートプランを作成し手交することとなりました。新たな文書作成に留まらず、初期面接の段階からこれまでとは異なる相談援助の姿勢が求められています。

本研修では、中垣真通氏（子どもの虹情報研修センター）から「こども・保護者をつくるサポートプランとは」についてご講義をいただくとともに、区から組織体制とサポートプラン活用実践例の報告を受け、グループ討議を行います。

こども・保護者を中心とした支援を実現するこども家庭センターのあり方について、情報交換と新たなヒントが得られる研修となるよう、多くの区からぜひ積極的にご参加ください。

日 程 令和7年 **1月14日** (火) 13:30~17:00

場 所 特別区職員研修所(東京区政会館別館)(千代田区九段北1-1-4)

対 象 こども家庭センター、子ども家庭支援センター、母子保健担当、児童相談所
その他子ども家庭福祉行政に携わる職員【定員84名】

ねらい こども家庭センター等の事例と課題を出し合い、解決策を検討する。各区の様々な経験や成果を共有することにより、各区業務のレベルアップと職員の専門性の向上を図る。

カリキュラム

1月 14日 (火)	こども家庭センターにおけるこども・保護者中心の支援	講義 「こども・保護者をつくるサポートプランとは」 子どもの虹情報研修センター 研修部長 中垣 真通 氏
13:30 ~ 17:00		区からの報告 「区の組織体制とサポートプランを活用した実践例」 グループ討議